



アストン・マーチン・オーナーズ・クラブ・ジャパン(A.M.O.C. J)会則

第1章 総則

第1条(名称)

このクラブは、アストン・マーチン・オーナーズ・クラブ・ジャパン(以下、クラブという)と称する。
英文ではAston Martin Owners Club Japan、略称 A.M.O.C. Jと表記する。

第2条(所在地)

クラブは、「オフィス」と「クラブハウス」を設置する。
「オフィス」は、東京都港区新橋2-16-1ニュー新橋ビル 313Aに置き、「クラブハウス」は、千葉県習志野市茜浜 1-14-8に置く。

第3条(目的)

1. クラブは、非政治的、非営利的な組織であり、アストン・マーチンを通し、会員相互の親睦交流を図ると共に、交通道徳と交通安全の確立、技術的、機械的知識の交換による運転操作及び整備点検の能力向上を目的とする。
またアストン・マーチン・ラゴンダ社、又はその他の車のサービス機関との密接な友好関係により、モーター・スポーツ界における名誉ある地位を堅持し、継続、A.M.O.C.各国支部との協力関係、及び他の自動車クラブとの交流を図るなど、自動車文化の向上発展に寄与することを目的とする。
2. クラブは、英国のA.M.O.C.の創部理念に準じると共に、支部としての機能を併せ持つ。

第4条(活動)

クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ・会員相互の親睦のための行事
- ・走行会、映画会、研究会、見学会、旅行会、コンコース等の開催
- ・ラリー、ジムカーナ、タイムトライアル、ヒルクライム、スピードレース等、各種競技会への参加の実施
- ・英国A.M.O.C.及び、A.M.O.C.の各国支部の行事参加等の実施
- ・クラブバッジやカーバッジ等、クラブグッズの制作及び各種イベント等の案内と配布
- ・会員所有車の修理や整備の情報提供及びテクニカル・アドバイス
- ・その他、目的達成のため必要な事項

第2章 会員

第5条(入会)

1. クラブは、車の有無にかかわらず、英国A.M.O.C.の歴史と伝統を重んじ、クラブの主旨、目的に賛同する全ての人を対象とする。但し、反社会的勢力及びその類に関連する者は除外とする。
2. 入会希望者は、会員(在籍3年以上の現会員)2名の推薦者名を明記した、指定の「入会申込書」を、事務局から、担当の委員会に提出とする。そして、担当委員会の審査を受け、本委員会にて承認となった場合は、その時点で正会員となり、入会金及び年会費を、年度途中でも、クラブ指定口座に振込むものとする。
3. 「入会申込書」の推薦欄が空欄の方が承認となった場合は、仮登録とされ、暫定会員となるが、1年後に正会員となる。入会金及び年会費は、正会員となった時点でクラブ口座に振込むものとする。

第6条(会員)

1. クラブは、会員、及び名誉会員をもって組織する。
2. 会員は、クラブ年会費を、会計年度の4月1日から5月31日までに納めるものとする。
また、指定期間内に年会費の納入が確認されない場合は、クラブより確認の連絡が入り、催促を受けるものとする。
3. 本委員会によって定められた年会費は、納付後、いかなる場合でも返還しないとする。
4. 会員は、全ての活動への参加、そして会員総会での全ての議決権、本委員となる資格を有する。
5. 名誉会員は、クラブに対して功労・功績があった会員を対象とし、本委員会で協議決議後に、会員総会で正式に承認される。承認後は、年会費は免除となるが、一代終身とする。

第7条(退会)

会員が退会するときは、その主旨を、クラブ代表宛の書面にし、事務局へ提出とする。そして、本委員会が、その通知を受理すると同時に退会となる。



第8条(会員資格の喪失)

会員が下記に該当するときは、会員資格を失うとする。

1. 会員が死亡したとき(親族による相続は無く、一代とする。)
2. 会員が破産宣告をされたとき
3. 年会費の未払い(年会費が指定期日までに確認されない場合は、自動的に会員資格を失う。)
4. 除名されたとき

第9条(懲戒)

本委員会は、担当委員会の審査と助言を受け、下記の発言や行為が確認された会員に対して、戒告、又は除名をすることができる。但し、当該会員に対し、弁明の機会を与えるとする。

1. クラブ会則に違反をしたとき
2. クラブの名誉を著しく毀損する発言や行為をしたとき
3. クラブ内外において、他の会員に対する名誉毀損、公序良俗に反する発言や行為、又は不利益を与える行為等が確認されたとき

第3章 組織

第10条(構成)

クラブは、本委員会を設置し、下記の、顧問、各委員会と監査役、そして事務局を置く。

また東部地区/支部、中部地区/支部、西部地区/支部を設ける。

- Advisor(クラブの顧問として、代表や本委員会への助言)
- Welcoming Committee(WC:入会/退会及び懲戒等の審査、会員のマナーに関する指導)
- Outreach Committee(OC:全イベント、ミーティング等に関する企画実施を統括)
- Auditor(クラブの会計監査)

第4章 本委員会

第11条(本委員会/委員選任と任期)

クラブは、次の委員をもって本委員会を構成する。

1. 委員長(1名)、両委員会(WC&OC)の各委員(8名)、各支部長(3名)、監査役(1名)、顧問(3名)の16名で構成し、代表以外の委員は兼任することを妨げない。
2. 委員長は、クラブを統括する代表者となり会務を統括する。また、随時、会員の同席を要請することもできる。委員長が、役務が遂行できない場合は、本委員会で臨時の代表を選ぶとする。さらに、各委員に欠員が生じた場合は、本委員会で、会員から臨時の追加選任ができるとする。
3. 委員長及び各委員は、任期満了年の会員総会(前期ミーティング)前に、直前の本委員会の中で、互選され、会員総会において、本委員会が承認される。
4. 委員の選任が、選挙となった場合は、立候補者は、委員の任期満了年の1月中に、事務局までに立候補の旨を通達するとし、事務局は、総会前に、選挙実施を行い、全委員を確定する。但し、立候補者の資格は、在籍3年以上の現会員とする。
5. 各委員の任期は、満了年である会員総会までの原則3年とするが、再任、継続を妨げない。
6. 本委員は、全て無報酬、ボランティアとする。

第5章 会議

第12条(会議の種類)

クラブの会議は、会員総会及び本委員会とする。

第13条(会員総会)

1. 会員総会は、毎年、前期ミーティングが兼ねるとし、次の任務をもつ。
 - 出席会員の確認
 - 企画報告及び前年度の会計報告と承認
 - 本委員会/委員の承認及び選出、解任
 - 会則の変更、追加の承認
 - その他、本委員会における決定事項の承認
2. 会員総会は、クラブ代表が招集し、会員の3分の2以上の出席をもって成立し開催とする。また議長はクラブ代表が務め、議決は過半数をもって決する。欠席者は、委任状の提出により議決に加わることができるが、提出が無い場合は議長一任となり、また可否同数の場合は、議長が決する。



第14条(本委員会)

1. 本委員会は、会員総会の意向を遵守し、クラブ運営に当たるとともに、次の任務をもつ。
 - ・企画計画の策定とその実務運営
 - ・企画報告及び会計報告の作成
 - ・会則の変更、追加の決定
 - ・正会員の入会審査と承認
 - ・懲戒及び退会等、会員資格の喪失の承認
 - ・入会金及び年会費の改定、及びクラブ資産管理
 - ・会員総会及び臨時会員総会の開催の決定
 - ・会員総会の議決事項及び以外の協議と決定
2. 本委員会は、クラブ代表の召集により随時開催される。
3. 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催とする。委員長はクラブ代表が議長を務め、議決は出席委員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は、委員長が決する。但し、顧問、監査役は議決に加わることはできないとする。

第15条(議事録)

総会及び本委員会の議事録は、事務局が作成し、監査役が署名とする。

第6章 資産及び会計

第16条(資産構成)

クラブの資産は、入会金、年会費、及び寄付金等の収入によって構成される。

第17条(会計)

1. クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、企画報告及び収支報告書は、本委員会での承認と、会計監査を経て、総会(前期ミーティング)で承認を受けるとする。
2. 委員会は、4月1日から総会(前期ミーティング)承認されるまでの期間、前年度予算から最小限の支出ができるとする。

第7章 補則

第18条(事務局)

1. 事務局は、本委員会の監督管理のもと、クラブの事務、書類データ/会員名簿の管理、及び会員への連絡、その他を行う。
2. クラブ事務局は、場合により、クラブ業務の一部を、他に委託できるとする。
3. この会則を変更する時は、本委員会の3分の2以上の決議後、会員総会の過半数をもって、変更することができるとする。

附則

1. 本会則は、原則として、英国に本部を置くA.M.O.C.の会則に準じるものであるが、社会的、地理的、その他異なる条件において、その弾力的解釈並びに運営を妨げるものではない。
2. 本会則は、1979年11月18日より施行されたが、2019年11月30日に一部を改定し、更に2021年3月30日にも一部が改定され、2021年4月1日より、本改定版が施行される。